資料編

資料編1	計画の策定スケジュール	90
資料編2	計画の策定体制	91
資料編3	計画の策定経緯	92
資料編4	各委員名簿	93
資料編5	用語集	94

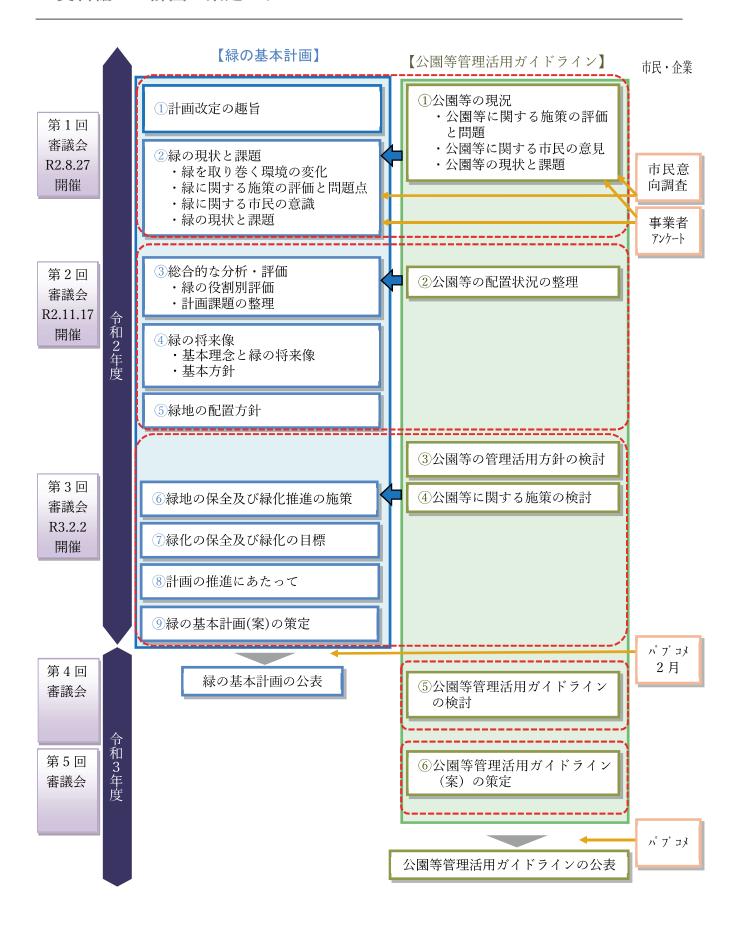




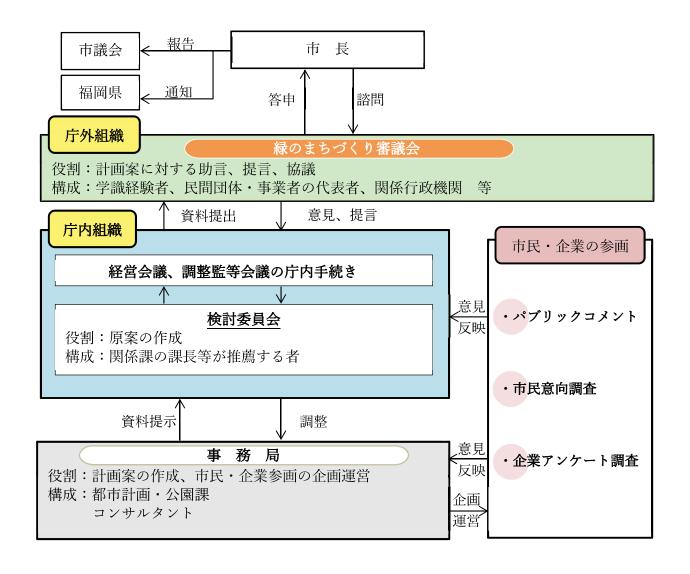
吉野さくら絆プロジェクト

平成 25 年当時の 5 年生が「桜の美しい吉野を取り 戻そう」と"桜プロジェクト"を始め、子どもたちの間 で受け継がれています。そのような子どもたちの活動 に共感した地域の方々が、"絆プロジェクト"を立ち 上げ、現在では、学校と地域が「桜が自慢の美しくつ ながりのあるまち」という同じ目標に向かってまちづ くりを進めています。

資料編1 計画の策定スケジュール



資料編2 計画の策定体制



資料編3 計画の策定経緯

	策定の経過	審議会	経営会議 調整監等会議	検討委員会	市民意向把握
	経営会議		4/28		
	市民アンケート				6/10~6/26
	第1回検討委員会			6/4	
	第2回検討委員会 (書面開催)			7/13	
	経営会議		8/11		
	第1回審議会	8/27			
↑ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第3回検討委員会			9/30	
度	経営会議		10/27		
	第2回審議会	11/17			
	第 4 回検討委員会			12/9	
	調整監等会議		1/14		
	第3回審議会	2/2			
	パブリックコメント				2/4~3/3

■緑のまちづくり審議会







資料編4 各委員名簿

1. 緑のまちづくり審議会

種別	分 野		氏 名	所属
経学識者	農	学	包清博之	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
者識	都 市 計	画	加藤浩司	有明工業高等専門学校創造工学科 准教授
	環	境	野中美弥子	大牟田生物愛好会
民	農	業	古賀 正廣	大牟田市農業委員会 会長
間	商工	業	山科 敏彦	大牟田商工会議所 総務課長
団	地域コミュニティ		梅 野 信	大牟田市校区コミュニティ連絡協議会
体	ボランティア	団体	三原くみこ	道守おおむたネットワーク 代表
等	子 育	て	堺 婦小与	子育てふれあい広場れもんぐらす 代表
	福	祉	平川 聖子	大牟田市社会福祉協議会 事務局次長
行政	行	政	原田 昌宏	福岡県建築都市部 公園街路課長

会長・・・包清 博之 副会長・・・加藤 浩司

2. 大牟田市緑の基本計画改定及び大牟田市公園等管理活用ガイドライン策定検討委員会

	氏 名	
委 員 長	都 市 計 画 ・ 公 園 課 長	原田耕治
副委員長	都 市 計 画 ・ 公 園 課	田中孝和
企画総務部	総 合 政 策 課	前 田 廣 太
	公共施設マネジメント推進課	高 田 康 臣
	地域コミュニティ推進課	吉 田 浩 史
市民協働部	生 涯 学 習 課	金子美知代
	スポーツ推進室	音光輝
	産 業 振 興 課	西田孝治
産業経済部	観光おもてなし課	西村俊二
	農林水産課	三原 善久郎
	土 木 管 理 課	吉 田 光 利
都市整備部	土 木 建 設 課	德本智美
10 PC 22 19 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	建 築 住 宅 課	横山雅澄
	防 災 対 策 室	大 渕 教 至
環	境 部 環境保全課	井 上 政 彦
健	康福祉推進室 福祉課	坂 口 大輔
子	ども未来室 子ども育成課	吉 冨 豊 美
企	業局 経営企画課	江 崎 裕 樹
教	育委員会 学校教育課指導室	田中隆司

資料編5 用語集

ア行

移植

植物を堀り上げ、生育地を異にする場所に植栽すること。

運動公園

都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。

SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、2015年9月国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能な世界を実現するための17の国際目標。

屋上緑化

建物の屋根や屋上に植栽基盤をつくり、植栽する緑化。冷房時の負荷を軽減させる省エネルギー効果とともに、水分の蒸発散による都市気温の緩和、大気浄化、生物の生息環境の確保、心理効果、防音効果等、都市のアメニティ(快適性)向上を提供する等の効果が期待される。

オープンスペース

公園や広場、河川、農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

カ行

海岸法

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動に よる被害から海岸を防護するとともに、海岸環境 の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図 り、もって国土の保全に資することを目的で制定 された法律。

街区公園

都市公園法の公園種別のひとつで、主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とした公園。誘致距離 250 m、1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する公園。

河川区域

河川を管理するために必要な区域で、基本的に は堤防と堤防に挟まれた間の区間をいう。

河川区域には、一級河川、二級河川又は準用河川の指定がなされた河川の区間が存在し、①河川の流水が継続して存する土地及び反復して流水に覆われるため水生植物が繁茂する等、河状を呈する土地、②河川管理施設の敷地、③堤外の土地で①と一体的に管理する必要があると指定された区域、の3つの区域がある。

河川法

河川について、洪水、高潮等による災害の防止、河川の適正な利用や流水の正常な機能の維持及 び河川環境の整備と保全がなされるよう、総合的 に管理するための河川行政の基本法で、治水、利 水、環境の総合的な河川整備を維持することを柱 とする法律。

環境基本計画

地球的規模での環境問題や日常生活や事業活動に起因する都市・生活型公害等が顕在化している今日の状況を受け、環境への負荷の少ない循環型社会を実現し、美しく快適な地域環境をつくり、それを将来の世代へ引き継いでいくこと等を目的として、施策展開や市民・企業の取組み促進を図るための計画。

環境負荷

エネルギー消費や二酸化炭素、廃棄物の排出等

社会経済活動がもたらす環境への影響、その量。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

近隣公園

都市公園法の公園種別のひとつで、近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から高齢者まですべての年齢層に利用される。また、ひとつのコミュニティ形成の役目を担う都市計画上もっとも基本的な公園であり、公園施設としては、運動広場を中心とする動的レクリエーションのための施設の他に休養、散策時の静的レクリエーション施設が配置される。誘致距離 500mを対象範囲とし、1 近隣住区あたり 1 箇所を目標に面積 2haを標準として配置する公園。

グリーンインフラ

(グリーン・インフラストラクチャー)

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生育の場の提供、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。

公開空地

建築基準法 59 条の 2 に規定された総合設計制度による建築物の敷地内の空地で、一般市民が日常自由に通行又は利用することができる空間。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、又は公的な管理がなされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。

工場立地法

工場立地の環境の保全を図りつつ適正に行わ

れるよう、工場立地に関する調査、準則等の公表、 勧告、命令等を行い国民経済の健全な発展と国民 の福祉の向上に寄与することを目的とする法律。

公募設置管理制度(Park-PF |)

都市公園における民間資金を活用した新たな整備・監理手法として、平成 29 年の都市公園法 改正により新たに設けられた制度。

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

公有水面埋立法

公有水面(河川、海域、湖沼その他の公共の用 に供する水面で国の所有に属するもの)の埋立 (干拓を含む)について規制する法律。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・ 商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮 らせるよう地域公共交通と連携してコンパクト なまちづくりを進めるための概念。

サ行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街 化を抑制すべき区域。

施設緑地

公共施設等として管理される緑地のことをい

い、都市公園法に基づいた都市公園と都市公園以外の施設緑地に区分される。

自然公園

自然公園法に基づき指定される国立公園、国定 公園、都道府県立自然公園の総称。

自然公園法

日本の優れた自然の風景地を保護するととも に、その利用の増進を図り、もって国民の保健、 休養および教化に資することを目的とする法律。

自然植生

人間の影響をまったく受けず、自然のままに生 育する植生。

市民農園

自然とのふれいあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として蔬菜類等の栽培を行えるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。

市民緑地

市民緑地とは、都市緑地法に基づき、土地や建築物等に設置される、住民の利用に供する緑地または緑化施設であり、制度上、以下の2つの手法により設けられます。

- ①地方公共団体又はみどり法人等が土地等の所有者と契約を締結して設置管理するもの(市民緑地契約制度/都市緑地法第55条)
- ②民間主体が市町村による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理するもの (市民緑地設置管理計画の認定制度/都市緑地法 60条)

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ 健康的な生活環境及びレクリエーション、休養の ためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な 利用に供するために、近隣住区を利用単位として 設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公 園、近隣公園、地区公園に区分される。

植栽

植物を人為的に植え育てること。植栽を行うことにより、遮蔽、仕切り、緑陰、防音、防風、防火、景観等の効果が得られる。

森林法

森林計画、開発行為の許可、森林施業計画、保 安林、その他森林に関する基本的な事項を定めて、 森林の保存培養と森林の生産力の増進を図り、国 土の保全、国民経済の発展を図ることを目的とし た法律。

スプロール

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無 秩序な市街地を形成すること。

生活環境保全林

治山効果と保全効果を兼ね備えた保安林を整備し、森林の有する保全効果等を高度に発揮する ことを目的にした生活環境保全林整備事業により自然林の造成、改良等の行われた樹林。

生産緑地地区

農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、生産緑地法第3条第1項の規定に基づき、緑地機能及び多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市町村が都市計画に定める地域地区。

生産緑地地区に指定されると、建築行為等を許可制により規制するほか、固定資産税や相続税納税猶予の特例等、税法上の取扱いも変更となる。なお、平成 29 年の生産緑地法の改定に伴い、市区町村が条例を定めれば、面積要件を 300 ㎡まで引き下げることが可能。

生産緑地法

市街化区域内の農地の保全により、良好な都市 環境の形成を図ることを目的とする法律。

生物多様性

あらゆる生物種の多さ(種の多様性)と、それにより成り立つ豊かな生態系やそのバランスのとれた状態(生態系の多様性)、さらに、生きものが過去から未来へと伝える遺伝情報の多さ(遺伝子の多様性)まで含めた広い概念。

総合計画(第6次大牟田市総合計画)

本市のあらゆる分野を対象として総合的かつ計画的な市政運営を図るためのまちづくりの指針であり、長期的な展望に基づき、目指す都市像を掲げ、その目指す都市像を実現するための施策の基本的方向及び体系を示したまちづくり総合プランと、そのプランに掲げる施策を実現するために実施する事業を示したアクションプログラムで構成する。計画期間は、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までの4年間である。

総合公園

都市公園法の公園種別のひとつで、都市住民全般の休息、遊戲、運動等総合的な利用を目的とした公園。都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する公園。

タ行

代償植生

人間の影響によって、立地本来の自然植生が 様々な人為植生に置き代わったもの。

地域コミュニティ

地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共 同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行 いながら、地域のことがらに取り組んでいる地域 社会のこと。

地域森林計画対象民有林

全国森林計画に即して、都道府県知事が森林計画区別にその民有地を対象に、5年ごとに10年を1期とした地域森林計画を作成するが、この対象たる民有林のことをいい、開発行為をしようとする者は都道府県知事の許可を受けなれればいけない。

地域制緑地

緑地保全地区、風致地区等の一定の地域を指定 して土地利用コントロールで確保される緑地。

地域づくり拠点公園

「社会資本整備総合交付金交付要綱」に定める 都市公園の一つであり、地方のシンボルや観光振 興拠点となる歴史的・文化的・自然的資源を活用 した公園。

地域防災計画(大牟田市地域防災計画)

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし、全力をあげて災害の発生を防止し、更に応急的援助を行う等、被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめた計画。

地区公園

都市公園法の公園種別のひとつで、近隣の上位のコミュニティ単位である地区を利用圏域として設けられる公園であり、普通4近隣住区単位が集合した地区を配置の基礎単位とする。また、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのために設けられる公園であり、誘致距離1000mの範囲内で面積4haを標準として配置する公園。

特別緑地保全地区

都市緑地法第 12 条に基づき、都市における良 好な自然的環境となる緑地において、建築行為等 一定の行為の制限等により現状凍結的に保全す る制度であり、豊かな緑を将来に継承することを 目指すものである。特別緑地保全地区の指定は土 地所有者にとって、優遇税制による土地の所有コ ストの軽減や、建築行為等の申請が不許可となっ た時に土地の買い入れを申し出ることができる等 の制度が設けられている。

都市機能誘導区域

医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を 都市の中心や生活拠点に誘導し、集約することに より、これらの各種サービスの効率的な提供を図 る区域。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受ける べき土地の区域。

都市計画決定公園

都市公園のうち、都市計画決定している公園。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

都市計画マスタープラン

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市町村が都市計画法に基づいて策定する、都市 の将来像とその実現方策を体系的・総合的に示す 基本的な計画。

都市公園

都市公園法に定められた公園又は公園緑地のことであり、国又は地方公共団体が設置するもので、都市計画施設であるもの、あるいは地方公共団体が都市計画区域内に設置するもの。

都市公園法

都市公園の設置・監理基準等に係る規定を定めることで、公共オープンスペースとしての都市公園を確保し、その健全な発達・公共の福祉の増進を図り、これからのまちづくりに対応した都市公園等のあり方や都市公園のストックを用いた活力創出の方向性等について検討することを目的とした法律。

都市緑地

都市公園法の公園種別のひとつで、都市の自然 的環境の保全、改善及び都市景観の向上を図るた めに設けられる緑地。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関 し必要な事項を定めることにより、都市公園法や その他の都市における自然的環境の整備を目的 とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を 図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄 与することを目的とした法律。

ナ行

二次林

伐採や風水害、山火事等により森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の生長等により成立した森林。主にコナラやクヌギ等により萌芽更新する雑木林が多い。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること等の要件を備えるものについて、知事が指定する地域。

農業振興地域整備法

農業の近代化に必要な条件を備えた農業地域 を保全・形成するための法律。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも農業の振興を図る地域として知事が指定する農業振興地域内の土地で、長期間にわたり農業経営を行う区域として、農業目的以外の土地利用が制限される区域。

ハ行

橋詰公園

橋のたもとのわずかな空間を利用して、憩いの 場として整備を行う公園。

パートナーシップ

市民、企業、行政等がそれぞれ対等な関係に立 ち、双方が責任の主体になることをいう。その条 件は認知をともなう相互自立、差異を超えた対等 な関係、合意に基づく役割分担である。同義語と して「協働」ともいう。

バリアフリー

身体機能の障害と社会環境上の制約によって 生じるハンディキャップがない状況。バリアには、 「物理的」、「心理的」、「社会的」、「文化・情報面」 の四つがあり、ハード・ソフト両面における施策 が重要とされる。都市づくりにおいては、段差の 解消、手すりの設置等物理的な障害の解消を目指 すことをいう。

ピクトグラム

不特定多数の人々が利用する公共交通機関や 公共施設、観光施設等において、文字・言語によ らず対象物、概念または状態に関する情報を提供 する図形。

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に被われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなって、等温線が島状になる現象。

避難地

災害時における避難のための集結場所、消防救護活動の拠点等になる場所で、地域防災計画において、小学校・中学校のグラウンド及び公園等の空地で、概ね3,000 ㎡以上の場所のなかで、土砂災害等の危険性や液状化・津波・火災の危険性がない場所を選定している。

ビルトインする

そのものの内部に持つこと。内蔵すること。

風致公園

都市公園法の公園種別の特殊公園のひとつの 種類。自然的条件を十分活用した修景施設を中心 に設計し、運動施設等積極的利用を目的とした施 設は原則として避ける公園。

風致地区

都市の風致(丘陵、樹林、水辺地等の自然が豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等含む良好な自然環境のこと)を維持するため、都市計画法の規定に基づき、知事が都市計画に定める地域地区。当該地区内での建築物の建築等一定の行為については、知事の許可を受けなければならない。

文化財保護法

文化財を保護し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。

Ha (ヘクタール)

1ha は 100m四方、 すなわち 10.000 ㎡をあらわ

す面積の単位。

保安林

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為を行う際には、知事の許可を受けなければならない。

墓園

都市公園法の公園種別の特殊公園のひとつで、 墓地等を含む静的なレクリエーションの場とし ての公園。

マ行

民間施設緑地

民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。

ヤ行

ユニバーサルデザイン

道具や空間をデザインするにあたって、障がい者のための特別なデザインを考案するのではなく、健常者も含めた全ての人にとって使いやすいデザインを考えること。

ラ行

リサイクル

一連の工程を繰り返させる、循環使用する、再 生利用する等の意味をいう。

立地適正化計画

今後の人口減少や少子高齢化社会を見すえ、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら公共交通と連携したまちづくりを進めていくための計画。

緑化重点地区

緑の基本計画に定める緑化の推進を重点的に 図るべき地区のことで、緑の基本計画の目指すも のをモデル的に具体化し、他地区への波及を図る ことを目的にしている。

緑地協定

地域の良好な環境を形成するため、緑地の保全 や緑化に関する事項を、土地所有者等の合意によ り締結した協定。協定には以下の 2 種類がある。 ①全員協定:既にコミュニティの形成がなされて いる市街地における土地所有者等の全員の合 意により協定を締結し、市町村長の認可を受け るもの。(都市緑地法第 45 条)

②一人協定:一の所有者以外に土地所有者等が存 しないものの所有者(開発事業者等)が協定を締 結し、市の認可を受けるもの。(都市緑地法第54 条)

緑地協定では土地の区域、保全又は植栽する樹木等の種類や場所、違反した場合の措置等が定められる。

緑道

都市公園法の公園種別のひとつで、災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的とした、植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地である。

歴史公園

都市公園法の公園種別の特殊公園のひとつで、 文化財等の保護・活用を図り、歴史公園にふさわ しい環境が形成されるよう必要な修景施設等を 配置する公園。

大牟田市緑の基本計画

2021(令和 3)年 3 月 策定

編集が市整備部都市計画・公園課

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地

TEL: 0944-41-2782 FAX:0944-41-2795

ホームページ https://www.city.omuta.lg.jp/

The Green
Basic Plan
of OMUTA City.

みんなではぐくむ 緑と花のまち おおむた ~緑を守り、活用し、共に生きる~

